三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
茂市沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
青森県三戸郡田子町大字茂市字極ノ沢
七九番三地先河川敷　一号から三号まで
七九番五　四号から六号まで
七九番六　七号
七九番七　八号
七九番四五　九号から十五号まで
七九番二五　十六号から十八号まで
七九番二六　十九号から二十二号まで
七九番二九　二十三号から二十五号まで
七九番三〇　二十六号から三十一号まで
三七番　三十二号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
右間木沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を間木川左岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
青森県東津軽郡平内町大字東滝
字鷲ノ沢　一一番　一号及び二十四号
二七番　十四号から十六号まで
字雷電林国有林
四二三林班　そ2小班　二号から九号まで
わ3小班　十号から十三号まで及び十七号から十九号まで
わ2小班　二十号及び二十三号
わ1小班　二十一号及び二十二号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
東立石子沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
青森県東津軽郡平内町大字東田沢
字小湊越　一〇番一六八　一号から五号まで
一〇番一五六　六号及び七号
字三ツ角　一五番　八号から十一号まで
一八番　十二号から十四号まで
一四番　十五号から二十三号まで
一三番　二十八号及び二十九号
字無沢　三四番一　二十四号から二十七号まで
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
押付沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
青森県上北郡六ケ所村大字泊字泊山国有林
二〇四七林班　は5小班　一号から八号まで、三十四号及び三十五号
ろ2小班　九号から十一号まで及び十四号から十六号まで
に1小班　十二号、十三号及び十七号から三十三号まで

○国土交通省告示第八百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十一年七月二十九日
国土交通大臣　金子　一義
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大場川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の大場川の中心線から左右各岸三十メートルまでの土地の区域（昭和五十年建設省告示第九百五十五号で指定した第二十三号に掲げる土地の区域を除く。）
静岡県裾野市茶畑字東竹の倉
二二二六番五四　一号
二二二五番四六地先道路敷　三号
静岡県三島市佐野字片平山
一六四七番一〇八七　二号及び四号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
坂部沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
静岡県牧之原市坂部
字ナルコ原
二〇五七番　二〇六二番一及び二〇六二番二
字田ノ谷
二一五三番三から二一五三番五まで
二一五三番一二
二一五四番四
二一五四番八
二一五五番四から二一五五番八まで
二一五五番一五
二一五五番一七から二一五五番一九まで
二一五五番二一及び二一五五番二二
二一五五番二七
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県牧之原市坂部字田ノ谷
二一五四番一一　一号
二一五四番三　二号及び三号
二一五五番一五　四号
二一五三番三　五号
二一五三番二　六号及び七号
二一五五番二　八号及び九号
二一五二番二　十号及び十一号
二一五二番七　十二号
二一五二番二三　十三号から十五号まで及び二十号
二一五二番二二　十六号
二一五二番一六　十七号
二一五二番一　十八号
二一五五番一三　十九号
二一五四番一一　二十一号
二一五四番一一地先道路敷　二十二号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
南沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十八年国土交通省告示第八百八十五号で指定した第六号に掲げる土地の区域を除く。）
静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家
七二六二番一　一号及び四号
七二六一番一　二号及び三号

○国土交通省告示第八百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十一年七月二十九日
国土交通大臣　金子　一義
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
東川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
愛媛県西宇和郡伊方町塩成
字中峯　二二一三番一及び二二一三番二
二二一四番　二二一五番一及び二二一五番二
二二一六番一及び二二一六番二
二二一八番　二三二四〇番
字横峯　乙三〇〇番
字長畑　乙二六〇番
乙二六四番一　乙二六六番及び乙二六七番
乙二七二番一から乙二七二番四まで
乙二七四番
字登り立　二三一二番一
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
神宮川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
愛媛県八幡浜市八代乙五〇七番一七内四等三角点四国山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三三度〇分八秒　一三五七・九九五メートルの地点　一号
標柱一号から一九度一五分二六秒　一一・〇一九メートルの地点　二号
標柱二号から九度四四分三七秒　六・四九四メートルの地点　三号
標柱三号から三度七分四秒　六・三四三メートルの地点　四号
標柱四号から二〇度二四分二秒　二一・八一四メートルの地点　五号